

令和4年度入学予定者を対象とした

松江市母子父子寡婦福祉資金の事前申請受付について（ご案内）

松江市では、令和4年度に高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学等に入学を予定している方を対象とした母子父子寡婦福祉資金の貸付けの事前申請受付を次のとおり行います。

申請を希望される方は、松江市役所 子育て支援課へご相談ください。

1 対象者

令和4年4月に入学を予定している

- (1) 子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
- (2) 父母のない児童

であって、申請日時点において松江市に住民登録がある方

2 対象となる資金

児童の進学等を対象とする資金

◆修学資金

高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に修学するための授業料、テキスト代、寮費などに必要な資金

◆修業資金

就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

◆就学支度資金

就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

※修学先、自宅通学・自宅外通学など状況により貸付けできる額が異なります。

3 事前申請受付期間

令和3年9月1日～令和4年3月31日

4 申請できる方

- (1) 進学先に合格している方
- (2) 進学先が決定している方

5 申請書類等

松江市役所 子育て支援課（本庁^⑬番窓口）でお渡しします。

6 事前申請の承認

書面審査及び面接審査を行った後、事前申請の承認・不承認を通知します。

7 正式決定

◆修学資金、修業資金

「合格通知書」の提出後、令和4年4月以降に貸付決定通知を送付します。

◆就学支度資金

「合格通知書」の提出後、貸付決定通知を送付します。

8 他の奨学金等との併給

島根県育英会の奨学金、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金等、併給ができない場合もあります。

高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金（日本学生支援機構）と授業料・入学金減免の認定を受けた場合は、貸付限度額から給付額・減免額を控除した範囲で併給ができます。

9 申請・お問い合わせ

松江市役所 子育て部 子育て支援課
子育て給付係（本庁^⑬番窓口）

TEL：0852-55-5942

開庁時間：平日8時30分～17時15分